

国民健康保険税条例改正補足説明資料

1 改正内容及び影響額について

(1) 均等割・平等割の減額対象範囲を拡大

対象世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乘じる金額を引上げ
(第 24 条関係)

①5 割軽減の対象所得

現行 33 万円 + (26.5 万円×被保険者数) 以下

改正後 33 万円 + (27.0 万円×被保険者数) 以下

②2 割軽減の対象所得

現行 33 万円 + (48 万円×被保険者数) 以下

改正後 33 万円 + (49 万円×被保険者数) 以下

【軽減判定所得早見表（均等割・平等割）】 (円)

被保険者数	7 割軽減所得	5 割軽減所得	2 割軽減所得
1 人	～330,000	～600,000	～820,000
2 人	～330,000	～870,000	～1,310,000
3 人	～330,000	～1,140,000	～1,800,000
4 人	～330,000	～1,410,000	～2,290,000
5 人	～330,000	～1,680,000	～2,780,000
6 人	～330,000	～1,950,000	～3,270,000

(2) 軽減対象範囲の拡大による影響額（平成 29 年度当初予算ベースで試算）

上段：軽減世帯、下段：軽減額

	改正前 A	改正後 B	差引 B - A
5 割軽減分	3,091 世帯	3,149 世帯	58 世帯
	159,369,531 円	162,484,330 円	3,114,799 円
2 割軽減分	2,077 世帯	2,097 世帯	20 世帯
	42,290,705 円	42,671,475 円	380,770 円
影響額合計			3,495,569 円